

○工事等請負業者の選定に関する細則

平成12年9月20日

福岡北九州高速道路公社細則第8号

第1章 通則

(通則)

第1条 福岡北九州高速道路公社(以下「公社」という。)の工事、設計、測量、調査、試験等(以下「工事等」という。)の請負契約又は委託契約(以下「契約」という。)を締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格の審査等並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(工事等の種別)

第2条 工事の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 土木工事
- (2) 建築工事
- (3) 電気工事
- (4) 鋼橋工事
- (5) 舗装工事
- (6) 塗装工事
- (7) 電気通信工事
- (8) プレストレスト・コンクリート工事
- (9) しゃ音壁工事
- (10) 道路標識・区画線工事
- (11) 造園工事
- (12) その他上記以外の工事

2 設計、測量、調査、試験等の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 測量
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償コンサルタント業務
- (6) その他

3 第1項に規定する工事の種別と建設業法(昭和24年法律第100号)別表に規定する建設工事の種類との対応関係は別表1のとおりとする。

第2章 一般競争

(一般競争参加不適合者)

第3条 理事長は、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 建設業法第3条の規定による許可その他法令の定めにより営業に関し資格を必要とする業種について、その資格を有しない者

2 理事長は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事等を粗雑にし、又は工事等の材料の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - (7) 経営状態が著しく不健全であると認められるとき。
 - (8) 次条第1項に規定する一般競争参加資格審査申請書(添付書類を含む。)の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかったとき。
- 3 理事長は、前各項に該当すると認める者(以下「競争参加不適合者」という。)があるときは、競争参加不適合通知書(別記様式)により、当該競争参加不適合者に対し通知するものとする。

(一般競争参加資格審査の申請)

第4条 理事長は、工事等の請負又は受託を希望する者に対して一般競争参加資格審査申請書(以下「資格審査申請書」という。)を提出させるものとする。

2 前項の資格審査申請書の提出時期は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 定期の一般競争参加資格審査にあつては、平成14年及び同年から2年目ごとに別に定める日
- (2) 随時の一般競争参加資格審査にあつては、必要に応じ別に定める日

第5条 削除

(一般競争有資格業者の決定)

第6条 理事長は、第4条第1項の規定により資格審査申請書を提出した者について、その適格性を審査し、公社と工事等の契約を締結する資格を有する者(以下「一般競争有資格業者」という。)を決定するものとする。

(一般競争有資格業者の順位付及び格付)

第7条 理事長は、第2条第1項に掲げる工事の種別ごとに、建設業法に定める経営規模その他経営に関する客観的事項の審査の数値に、別に定める主観的事項の評定の数値を加減した総合数値により順位付を行うものとする。

2 理事長は、第2条第1項第1号から第6号までに掲げる工事について、工事の種別ごとに施工能力を勘案して別表2に定める等級に区分し、一般競争有資格業者について等級の格付(以下「業者格付」という。)を行うものとする。

(一般競争有資格業者名簿の作成等)

第8条 理事長は、第6条の規定による一般競争有資格業者の決定並びに前条第1項の順位付及び同条第2項の格付を行ったときは、一般競争有資格業者名簿を作成するとともに、資格審査申請書を提出した者のうち一般競争参加資格を有しない者に対してその旨を通知するものとする。

(一般競争有資格業者の資格の有効期間)

第9条 第6条に規定する一般競争有資格業者の資格は、これが行われた日から次の定期の一般競争有資格業者の決定が行われる日の前日まで効力を有するものとする。

(一般競争有資格業者の資格の取消し)

第10条 理事長は、一般競争有資格業者が第3条第1項各号又は第2項各号に該当する者となったときは、資格の取消しを行うものとする。

2 理事長は、前項の規定により一般競争有資格業者の資格を取り消したときは、遅滞なく当該一般競争有資格業者に通知するとともに、一般競争有資格業者名簿から当該一般競争有資格業者を抹消するものとする。

(一般競争参加資格の停止等)

第11条 理事長は、別に定めるところにより、一般競争参加資格の停止又は書面若しくは口頭で警告若しくは注意の喚起の措置を採るものとする。

(契約の性質又は目的による一般競争参加資格)

第12条 理事長は、工事等を一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために必要があると認められるときは、一般競争有資格業者につき、さらに当該競争に参加するために必要な資格を定め、その資格を有するものにより当該競争を行わせることができる。

(競争参加資格審査委員会)

第12条の2 第6条、第7条、第10条第1項、第11条及び第12条に掲げる事項を審議するため、公社に競争参加資格審査委員会を設ける。

2 競争参加資格審査委員会の組織、運営その他必要事項は、理事長が別に定める。

第3章 指名競争

(指名業者選考委員会)

第13条 指名業者の選定について審議するため、公社に指名業者選考委員会を設ける。

2 指名業者選考委員会は、第1選考委員会及び第2選考委員会とする。

3 第1選考委員会は、次の各号に掲げる工事等の指名業者の選定について審議する。

(1) 設計金額が、3,000万円以上の工事

(2) 設計金額が、1,000万円以上の設計、測量、調査、試験等

4 第2選考委員会は、次の各号に掲げる工事等の指名業者の選定について審議する。

(1) 設計金額が、3,000万円未満の工事

(2) 設計金額が、1,000万円未満の設計、測量、調査、試験等

5 指名業者選考委員会の組織、運営その他必要事項については、別に定める。

(選定基準)

第14条 指名業者の選定は、指名競争有資格業者のうちから、次の各号に掲げる事項を考慮して行うものとする。

(1) 不誠実な行為の有無

(2) 経営状況

(3) 工事等の成績

(4) 当該工事等に対する地理的条件

(5) 手持工事等の状況

(6) 当該工事等施工についての技術的適性

(7) 安全管理の状況

(8) 労働福祉の状況

2 次条の規定により準用する第7条第2項の規定により業者格付が行われた工事に関する指名業者の選定は、当該工事の種別の契約予定金額に対応する当該等級に属する者のう

ちから行うものとする。ただし、工事の等級に対応する者の数が少数であるときその他必要があるときは、直近の上位又は下位の等級に属する者を選定することができる。

- 3 前項ただし書の規定により選定される指名業者の数は、当該工事についての指名業者の数の半数を超えることができない。
- 4 実施権者が特定されている特許、発明、実用新案等の実施に伴う工事その他特定の者によってしか目的を達することのできない工事についての指名業者の選定は、第2項の規定にかかわらず、別に業者を選定することができる。
- 5 災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事又は施工上特に必要と認める工事については、第2項の規定にかかわらず、当該工事の属する工事種別の指名競争有資格業者で上位の等級に属する者のうちから選定することができる。

(一般競争に関する規定の準用)

第15条 第3条から第11条までの規定は、指名競争の場合に準用する。この場合において第3条の見出し中「一般競争参加不適合者」とあるのは「指名競争参加不適合者」と、第3条中「一般競争」とあるのは「指名競争」と、同条中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、第3条第2項第8号及び第4条第1項中「一般競争参加資格審査申請書」とあるのは「指名競争参加資格審査申請書」と、第4条の見出し及び同条第2項中「一般競争参加資格審査」とあるのは「指名競争参加資格審査」と、第6条(見出しを含む。)、第7条(見出しを含む。)、第8条、第9条(見出しを含む。)並びに第10条(見出しを含む。)中「一般競争有資格業者」とあるのは「指名競争有資格業者」と、第8条(見出しを含む。)及び第10条中「一般競争有資格業者名簿」とあるのは「指名競争有資格業者名簿」と、第8条中「一般競争参加資格」とあるのは「指名競争参加資格」と、第11条(見出しを含む。)中「一般競争参加資格の停止」とあるのは「指名停止」と、読み替えるものとする。

第4章 雑則

(適用除外)

第16条 この細則の規定は、次の各号に掲げる工事等を請負又は委託に付する場合は、適用しない。

- (1) 受託工事等又は補償金等の支払に代えて公社が行う建築物の移転工事等であって、当該工事等の委託者又は被補償者によってあらかじめ業者が指定されている工事等
- (2) 国、地方公共団体その他公の法人及びこれらに準ずる機関に委託する工事等

(秘密の保持)

第17条 競争に参加する者の決定等に関する事務を担当する者は、その事務に関する秘密の保持に留意しなければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成12年9月20日から施行する。
- 2 建設工事等指名競争入札参加者の資格に関する細則(昭和55年福北公社細則第4号)及び建設工事等指名競争入札参加者の格付及び選定要領(昭和55年理事長通達第9号)(以下「旧細則等」という。)は、廃止する。
- 3 この細則中、第7条の主観的事項の評定の数値を加減した総合数値は、当分の間客観的事項の審査の数値によるものとする。
- 4 この細則の施行の際、旧細則等の規定による競争入札参加資格者名簿に記載されている業者は、この細則に規定される一般競争有資格業者名簿に記載された業者とみなし、この細則の規定を適用する。

附 則(平成13年11月1日福岡北九州高速道路公社細則第4号)

この細則は、平成13年11月1日から施行する。

附 則(平成14年8月1日福岡北九州高速道路公社細則第4号)

この細則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日福岡北九州高速道路公社細則第5号)

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月16日福岡北九州高速道路公社細則第1号)

この細則は、平成21年6月16日から施行する。

附 則(平成28年2月5日福岡北九州高速道路公社細則第7号)

この細則は、平成28年2月5日から施行する。

附 則(平成28年7月19日福岡北九州高速道路公社細則第1号)

この細則は、平成28年7月19日から施行する。

別表1(第2条関係)

番号	工事の種別	建設業法別表に規定する建設工事の種類
1	土木工事	土木一式工事
2	建築工事	建築一式工事
3	電気工事	電気工事
4	鋼橋工事	鋼構造物工事

5	舗装工事	ほ装工事
6	塗装工事	塗装工事
7	電気通信工事	電気通信工事
8	プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事
9	しゃ音壁工事	土木一式工事、鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事
10	道路標識・区画線工事	とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、塗装工事
11	造園工事	造園工事
12	その他上記以外の工事	上記以外の専門工事

別表2(第7条関係)

(1) 土木工事

等級	発注基準となる契約予定金額
A	4億円以上
B	1億円以上4億円未満
C	2,000万円以上1億円未満
D	2,000万円未満

(2) 建築工事

等級	発注基準となる契約予定金額
A	1億円以上
B	5,000万円以上1億円未満
C	5,000万円未満

(3) 電気工事

等級	発注基準となる契約予定金額
A	5,000万円以上
B	5,000万円未満

(4) 鋼橋工事

等級	発注基準となる契約予定金額
A	4億円以上
B	4億円未満

(5) 舗装工事

等級	発注基準となる契約予定金額
A	5,000万円以上
B	5,000万円未満

(6) 塗装工事

等級	発注基準となる契約予定金額
A	3,000万円以上
B	3,000万円未満

別記様式(第3条関係)

第 号 年 月 日
住所 商号又は名称 代表者氏名 様
福岡北九州高速道路公社 理事長
競争参加不適合通知書
この度、貴社(殿)について、工事等請負業者の選定に関する細則(平成12年9月20日福岡北九州高速道路公社細則第8号)第3条に該当する者と認め、下記のとおり競争入札に参加させないこととしたので通知します。
記
1 該当の事実 (工事等請負業者の選定に関する細則第3条第 項第 号該当)
2 競争入札に参加させない期間 年 月 日から 年 月 日まで